

## 避難支援を希望される方へ 避難行動要支援者名簿へ登録を

- 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方などに、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く安全に行われる体制づくりを進めるため、避難支援を希望される方の登録を行っています。災害時だけでなく、病气や事故などで緊急搬送されることとなった場合などにも緊急時の連絡先へより早く繋ぐことができるなど支援が受けられやすくなりますので、登録をお願いします。
- 対象者はどのような方ですか？**
- ① 65歳以上でひとり暮らしの方または65歳以上の方のみの世帯
  - ② 介護保険における介護認定を受けていて、要介護3以上の方
  - ③ 身体障害者手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級・2級・3級の方
  - ④ 視覚・聴覚の障害認定を受けている方のみの世帯
  - ⑤ 療育手帳の交付を受けていて、障害の程度がAまたはA判定の方
  - ⑥ 精神障害保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の方
  - ⑦ 指定難病の治療を受けて

避難行動要支援者 同意申請書	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
住所	
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 介護保険認定 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳 <input type="checkbox"/> 聴覚障害者 ( ) <input type="checkbox"/> 視覚障害者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
電話番号	FAX番号
携帯電話番号	FAX FAX
支援レベル	<input type="checkbox"/> 軽度(自力で動ける) <input type="checkbox"/> 中度(自力で動けるが不安) <input type="checkbox"/> 重度(自力では動けない)
避難時に配慮しなくてはならない事項	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことが判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他 ( )
同居家族等	フリガナ
	氏名(団体名)
	住所
緊急時連絡先①	連絡先
	電話番号①
	FAX①
	電話番号②
	FAX②
	その他
緊急時連絡先②	フリガナ
	氏名(団体名)
	住所
	連絡先
	電話番号①
	FAX①
	電話番号②
	FAX②
	その他

※同意いただいた場合、上記情報を避難支援関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等)から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命、又は身体を災害から保護を受けるために上記内容(氏名、生年月日、性別、障害種別等の内容、連絡先等)及び障害者名や病名等を、横芝光町防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

同意します

趣旨を十分理解した上で、同意しません

同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます

令和 年 月 日 氏名

※同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続とさせていただきます。

いる方  
⑧①⑦に準じる状態にある方

※病院へ長期間入院している場合や施設へ入所されている方は対象になりません。

**どのように活用するのですか？**

情報提供の同意をいただいた方は、避難支援等関係者(消防・警察・民生委員・行政総務員・社会福祉協議会・自主防災組織)へ情報提供し、日ごろから見守り等に役立てていただきます。なお、避難支援等関係者には、法律で守秘義務が課せられています。

**登録するにはどのような手続きが必要ですか？**

対象となった月から3ヶ月以内に町から申請書が届きますので、緊急連絡先等を記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。

**※対象となっていない方のうち、同意申請書が未提出となつている75歳以上の方へ、9月中旬に登録のご案内を発送します。**

**登録すれば、必ず支援してもらえるのですか？**

災害発生時には、誰でも被災者となりえます。支援は、避難支援者の任意の協力によるものですので、法的な責任や義務を負うものではありません。

**問 福祉課社会福祉班**  
☎(84) 1257

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府  
男女共同  
参画局

## 持続可能な社会・あらゆる人が暮らしやすい社会の実現に向けて

### 女性委員の登用率は？

町では、男女共同参画社会の実現に向けて、町の政策や方針決定の場で男女がともに主体的に関わっていくことができるよう、各種審議会等への女性の積極的な登用を推進しています。

令和3年4月1日現在の町の各種審議会等への女性の登用率をお知らせします。

少子高齢化の進展により、今後労働力人口の大幅な減少が見込まれる中、女性の社会参画を積極的に進めることは、今後のまちづくりを進めていくうえでも大変重要です。

これからも、女性のみなさんが様々な分野に進出、参加にとどまらず、意思決定の過程へ参画できるように積極的な登用推進に努めていきますので、ご協力をお願いします。

地方自治法(第202条の3及び第180条の5)に基づく審議会等

審議会等数	うち女性委員のいる審議会等数	総委員数(人)	うち女性委員数(人)	女性比率(%)	目標値※(%)
24	18	285	50	17.5	30.0

※第二次男女共同参画計画に定める令和5年度女性比率の値

問 企画空港課企画政策班 ☎84-1279